

あなたのパワーを 地球を救うエネルギーに！

地球温暖化防止活動推進員 追加募集

～ 地球温暖化防止活動推進員とは～

ボランティアとして自ら地球温暖化対策を実践するほか、
地域の人々へ地球温暖化の現状及び対策について普及啓発等の
活動を行います。

現在、県内で約320名の方が推進員として活動しています！



千葉県地球温暖化防止活動推進
センターのイメージキャラクター
「すずチ〜バ」と「あっち〜バ」



あなたがお持ちの特技・経験・ネットワークを活かして
地域で活躍してみませんか？



小学校等での出前講座



研修で知識を深められる



イベントでの普及啓発

✓ 推進員の主な活動

- 自らの日常生活における地球温暖化対策の実践。（省エネ・節電、ごみ減量など）
- ボランティアとして、以下のような活動を実施。
 - ・地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について地域住民の理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて普及啓発活動に努めること。
 - ・国、県、市町村、千葉県地球温暖化防止活動推進センターが実施する地球温暖化対策等の推進活動に協力すること。

※年1回、活動報告書を提出いただきます（必須）。

魅力のある活動を一緒に創っていきましょう！



☑ 応募要件

地球温暖化対策に関する活動に取り組む熱意を有し、県内の地域住民等とともに自主的な活動を行うことができる方で、以下の要件をいずれも満たす方は、推進員に応募することができます。

○千葉県内に居住、勤務又は在学している満18歳以上の方

○次の表の要件1～3のいずれかに該当する方

要件1	これまでに千葉県で推進員の活動経験がある方で、活動期間中、年1回の活動報告書を毎年提出されている方（※1）。
要件2	環境カウンセラー、うちエコ診断士、地球温暖化防止コミュニケーター、エネルギー管理士など、地球温暖化や省エネルギーに関連する資格（※2）をお持ちの方で、書面により有資格者であることが確認できる方
要件3	千葉県地球温暖化防止活動推進センターが主催する研修（11月下旬以降実施予定（※3））を受講する方

※1 県では、平成23年4月1日以降推進員になられた方に、年1回の活動報告をお願いしています。（提出状況が不明な方は、個別に県循環型社会推進課までお問い合わせください。）

※2 上記以外の資格を要件として応募を希望される方は、個別に県循環型社会推進課までお問い合わせください。

※3 11月下旬以降に実施予定の千葉県地球温暖化防止活動推進センターが主催する地球温暖化対策に関する研修が該当します。11月25日に推進員応募者向けの研修会を1回開催するほか、12月から1月にかけて推進員応募者が参加できる研修会も開催する予定であり、これらのうちいずれかを受講することが必要です。詳細については、要件3により応募された方に後日お知らせします。

☑ 委嘱期間

令和2年4月から令和4年3月までの2年間

☑ 申込方法

① 応募申請書をダウンロード

千葉県 温暖化 推進員

検索

【千葉県ホームページ】<http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/suishinin/r1boshuu.html>

② 必要事項を記入

ダウンロードした応募申請書に必要事項を記入

③ 応募

記入済みの応募申請書を千葉県地球温暖化防止活動推進センター宛てに郵送またはFAX

申込期限：令和元年10月31日（木）まで（必着）

申込先：千葉県地球温暖化防止活動推進センター（一般財団法人 千葉県環境財団内）

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 TEL:043-246-2180 FAX:043-247-4152

※ 千葉県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）は、千葉県知事から平成13年2月1日付けで地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）による指定を受け、地球温暖化の防止に関する活動を実施しています。

センターの活動は、県の補完的業務としての千葉県地球温暖化防止活動推進員の募集事務、推進員委嘱対象者に対する研修会の実施、講師の派遣、DVDの貸出しなどの業務を実施しています。

☑ 結果通知

令和2年3月下旬に、応募のあった方全員に委嘱に係る確認結果をお知らせします。

☑ お問い合わせ先

千葉県環境生活部循環型社会推進課温暖化対策推進班（TEL 043-223-4139）

又は千葉県地球温暖化防止活動推進センター（TEL 043-246-2180）